

議案第56号

福岡市貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する必要があるによる。

福岡市貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業及び同事業に関連して行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福岡市貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、国庫支出金、繰入金、借入金、負担金、土地売払代金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貝塚駅周辺土地区画整理事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。